

## 第 5 2 号 桑茶の認証基準

平成 2 6 年 3 月 2 6 日 制定

### 第 1 適用の範囲

この基準は、山梨県内で製造された桑茶に適用する。

### 第 2 定 義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
桑茶	桑の葉を蒸熱、揉捻、乾燥し製造したもの又は前工程の後粉末状にしたものをいう。

### 第 3 品質及び品質表示

1 桑茶の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分		基 準	
品 質	原 材 料	食品添加物以外の原材料	山梨県内で生産された桑の葉を使用していること。
		食品添加物	使用していないこと。
	性 状	色沢及び香味が良好であること。	
	異 物	混入していないこと。	
	容器又は包装の状態	清潔で適正な資材を用いて包装されていること。	
表 示	一 括 表 示 事 項	「加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 3 号）」に基づき、容器又は包装の見やすい場所に表示されていること。	
	表 示 の 方 法		
	表 示 禁 止 事 項		
	特別表示事項及びその表示方法	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「桑茶」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産桑の葉使用」等と表示することができる。	

### 第 4 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

### 第 5 品質管理

- 1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
- 2 食品衛生責任者が 1 人以上いること。

### 第 6 認証方法

認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づき行うものとする。